

愛知県の第二次レッドリストについて（概要）

1 調査体制等

平成 18 年度に設置した「愛知県希少野生動植物リスト検討会」を中心に、調査対象動植物の評価基準・方法及び調査内容等を検討した上で、現地調査や情報収集を行い、レッドリストの見直しを進めました。

愛知県希少野生動植物リスト検討会 委員名簿

専門分野等	委員	任期
維管束植物類	せりざわしゅんすけ 芹沢 俊介（愛知教育大学教授）	H18.7～H20.3
	むらまつまさお 村松 正雄（瀬戸市立水無瀬中学校教諭）	H18.7～H20.3
蕨類	いわつきせんのすけ 岩月 善之助（財団法人服部植物研究所長）	H18.7～H20.3
苔類	やまだこうさく 山田 耕作（元神宮司庁嘱託）	H18.7～H20.3
哺乳類	おだせんいち 織田 銃一（名古屋大学大学院生命農学研究科教授）	H18.7～H20.3
	こやすかずひろ 子安 和弘（愛知学院大学講師）	H18.7～H20.3
鳥類	たかはしのぶお 高橋 伸夫（愛知県野鳥保護連絡協議会調査部長）	H18.7～H20.3
両生類・は虫類	おおたけ まさる 大竹 勝（犬山市環境審議会副会長）	H18.7～H20.3
淡水魚類	こまだのりとも 駒田 格知（名古屋女子大学教授）	H18.7～H20.3
昆虫類	さとうまさたか 佐藤 正孝（名古屋女子大学名誉教授）(故人)	H18.7～H18.8
	まのたかひろ 間野 隆裕（豊田市矢作川研究所総括研究員）	H18.7～H20.3
	たなか ばん 田中 蕃（名城大学特任教授）(故人)	H18.9～H19.5
	あんどう たかし 安藤 尚（元愛知県自然環境審議会専門調査員）	H19.7～H20.3
貝類	きむらしょういち 木村 昭一（日本貝類学会評議員）	H18.7～H20.3
	はらだかずお 原田一夫（元愛知県自然環境審議会専門調査員）	H18.7～H20.3
クモ類	おがたきよと 緒方 清人（日本蜘蛛学会評議員）	H18.7～H20.3
	すがひでふみ 須賀 瑛文（日本蜘蛛学会会員）	H18.7～H20.3
天然記念物	いしかわ ひろし 石川 裕（県教育委員会生涯学習課文化財保護室長）	H18.7～H19.3
	むらかみえみこ 村上 恵美子（県教育委員会生涯学習課文化財保護室長）	H19.4～H20.3

2 第二次レッドリスト(案)に関する県民意見の募集

この第二次レッドリストを作成するにあたって、昨年 11 月にとりまとめた第二次レッドリスト（案）に関して県民の皆さんから意見を募集しました。この意見を参考にしながら、さらに新しい知見を加えて検討会で検討を進め、このたび第二次レッドリストを作成しました（第二次レッドリスト（案）に関する県民意見の募集結果と県の見解については、別添のとおり）。

3 第二次レッドリストの概要

(1) 植物編の概要

第二次レッドリスト（植物編）に掲載された種数は、表1のとおりです。

この第二次レッドリスト（植物編）では、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧 類及び 類）の数は489種であり、その内訳は、維管束植物（種子植物、シダ植物）が430種、コケ植物（蘚類、苔類）が59種となっています。また、現時点での絶滅危険度は小さいものの、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」種に移行する要素を有する種（準絶滅危惧）として、維管束植物119種、コケ植物（蘚類、苔類）6種を、さらに、県内では既に絶滅した種として、43種を掲載しています。

ただし、環境省が平成19年8月に公表した全国版レッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された「サクラバハシノキ」、「イヌタヌキモ」など25種は、参考のため「国リスト」として掲載しています。

現行のレッドデータブックあいち（植物編）掲載種と比較すると、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧 類及び 類）の数は44種増加し、その内訳は、維管束植物が24種、コケ植物（蘚類、苔類）が20種となっています。また、県内では既に絶滅した種は4種増加（いずれも維管束植物）しています。

表1 第二次レッドリスト（植物編）(案) 掲載種数

評価区分 対象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	計	国リスト 全国版 レッド リスト 掲載種
		絶滅 危惧 A類 (CR)	絶滅 危惧 B類 (EN)	絶滅 危惧 類 (VU)	小計			
維管束植物	40 (36)	64 (55)	162 (150)	204 (201)	430 (406)	119 (119)	589 (561)	25 (23)
コケ植物(小計)	3 (3)	14 (12)	22 (19)	23 (8)	59 (39)	6 (21)	68 (63)	0 (0)
蘚類	0 (0)	13 (11)	18 (11)	18 (6)	49 (28)	5 (21)	54 (49)	0 (0)
苔類	3 (3)	1 (1)	4 (8)	5 (2)	10 (11)	1 (0)	14 (14)	0 (0)
計	43 (39)	78 (67)	184 (169)	227 (209)	489 (445)	125 (140)	657 (624)	25 (23)

注1：評価区分の詳細については別紙1参照

注2：表中（ ）内は、「レッドデータブックあいち - 植物編 - 2001」の掲載種数を示す。

(2) 動物編の概要

第二次レッドリスト（動物編）に掲載された種数は、表2のとおりです。

この第二次レッドリスト（動物編）では、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧 類及び 類）の数は275種であり、その内訳は、哺乳類が13種、鳥類が48種、は虫類が1種、両生類が5種、淡水魚類が11種、昆虫類が79種、クモ類が28種及び貝類が90種となっています。また、現時点での絶滅危険度は小さいものの、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」種に移行する要素を有する種（準絶滅危惧）として、哺乳類8種、鳥類30種、は虫類0種、両生類4種、淡水魚類6種、昆虫類73種、クモ類4種及び貝類49種を、さらに、県内では既に絶滅した種として、哺乳類3種、昆虫類10種及び貝類9種を掲載しています。

また、絶滅のおそれの程度を評価するに足る情報が不足している種として、哺乳類1種、鳥類2種、は虫類3種、両生類4種、淡水魚類1種、昆虫類33種、クモ類1種及び貝類7種を掲載して

います。

なお、国内における生息状況から、本県において保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群を「地域個体群」として哺乳類で2個体群、鳥類で3個体群選定しています。

現行のレッドデータブックあいち（動物編）掲載種と比較すると、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧類及び類）の数は41種増加し、その内訳は、哺乳類が3種、鳥類が6種、は虫類が0種、両生類が2種、淡水魚類が6種、昆虫類が9種、クモ類が0種、貝類が15種となっています。また、県内では既に絶滅した種の数は6種増加（いずれも昆虫類）しています。

表2 第二次レッドリスト（動物編）（案）掲載種数

評価区分 対象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	計	地域 個体群 (LP)
		絶滅 危惧 A類 (CR)	絶滅 危惧 B類 (EN)	絶滅 危惧 類 (VU)	小計				
哺乳類	3 (3)	6 (5)	3 (1)	4 (4)	13 (10)	8 (8)	1 (1)	25 (22)	2 (1)
鳥類	0 (0)	9 (6)	13 (12)	26 (24)	48 (42)	30 (30)	2 (7)	80 (79)	3 (3)
は虫類	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	4 (4)	0 (0)
両生類	0 (0)	2 (1)	2 (2)	1 (0)	5 (3)	4 (5)	4 (1)	13 (9)	0 (0)
淡水魚類	0 (0)	2 (2)	1 (1)	8 (2)	11 (5)	6 (9)	1 (4)	18 (18)	0 (0)
昆虫類	10 (4)	16 (12)	25 (20)	38 (38)	79 (70)	73 (81)	33 (31)	195 (186)	0 (0)
クモ類	0 (0)	2 (2)	14 (14)	12 (12)	28 (28)	4 (4)	1 (1)	33 (33)	0 (0)
貝類 (小計)	9 (9)	53 (55)	8 (7)	29 (13)	90 (75)	49 (49)	7 (11)	155 (144)	0 (0)
陸産	0 (0)	3 (3)	2 (2)	5 (1)	10 (6)	14 (14)	2 (2)	26 (22)	0 (0)
淡水産	5 (5)	3 (3)	0 (0)	2 (0)	5 (3)	4 (4)	2 (1)	16 (13)	0 (0)
内湾産	4 (4)	47 (49)	6 (5)	22 (12)	75 (66)	31 (31)	3 (8)	113 (109)	0 (0)
計	22 (16)	90 (83)	67 (58)	118 (93)	275 (234)	174 (186)	52 (59)	523 (495)	5 (4)

注1：評価区分の詳細については別紙2参照

注2：表中（ ）内は、「レッドデータブックあいち - 動物編 - 2002」の掲載種数を示す。

4 今後の対応

今回、見直しを行った第二次レッドリストをもとに、20年度に「第二次レッドデータブックあいち」を作成し、広く県民に普及を図り、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存への理解を求めるとともに、関係部局や県内市町村に配布し、各種事業計画等における配慮を求めていきます。

【参考】評価方法及び基準

(1) 植物編

維管束植物については、標本等により、愛知県に確実に生育している（いた）と判断された種のうち、明らかに絶滅危惧でない普通種、雑種性植物、移入の疑いが強い種、帰化種、逸出種（園芸種などとして人為的に導入された外来種等）を除く種について、愛知県内に現存する「個体数」と「集団数」を集計するとともに、「生育環境の減少傾向」、「人為的圧力の程度」、「地域固有性」を加えた5項目について、それぞれ表3に示す4段階で評価し、その総点をその種の評価点とし、原則として総点16以上を絶滅危惧A類（CR）、14～15を絶滅危惧B類（EN）、12～13を絶滅危惧類（VU）、11を準絶滅危惧（NT）と判定しました。ただし、環境省が平成19年8月に公表した全国版レッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種は、参考のため「国リスト」として掲載しています。

コケ植物については、維管束植物と同程度の定量的な評価は困難であったため、収集された情報をもとに、全国的な分布の状況等を勘案して総合的に判断・評価を行い、別紙1の評価区分基準により絶滅のおそれの程度を判定しました。

表3 各評価項目の評価基準

評価項目	評価点	4	3	2	1
個体数		10未満	100未満	1,000未満	1,000以上
集団数		1～2	3～5	6～15	16以上
生育環境の減少傾向		著しく減少	やや減少	増減なし	増加
人為的圧力（開発圧・採取圧）の程度		極めて強い	強い	あり	なし
地域固有性		強い	やや強い	弱い	なし

(2) 動物編

標本あるいは文献等により、愛知県に確実に生息している（いた）と判断された種のうち、人為的に移入された種及び一過性の確認種を除いて、収集された情報を基に全国的な分布の状況等を勘案して総合的に判断・評価を行い、別紙2の評価区分基準により絶滅のおそれの程度を判定しました。

また、「絶滅」の評価については、「過去に確実に生息していた種」と判断する文献や標本の整備状況及び移動能力が分類群毎に異なることから、表4に示す要件により判定しました。

表4 過去の生息種の要件

分類群	内 容
哺乳類	歴史時代以降の確認記録があるもの。化石は除外。
鳥類	迷行的に記録される種など一過性の種は除外。継続（経年的）確認記録がある種。
は虫類	標本等の確実な生息記録がある種。
両生類	標本等の確実な生息記録がある種。
淡水魚類	標本等の確実な生息記録がある種。
昆虫類	標本等の確実な生息記録がある種。隣接県での生息状況も加味。
クモ類	標本等の確実な生息記録がある種。県内調査記録は昭和35年以降。
貝類	標本等の確実な生息記録がある種。

別紙1 愛知県版レッドリスト(植物編)の評価区分基準

区分及び基本概念		定性的要件		定量的要件	
絶滅 Extinct (EX) ・ 野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	愛知県ですでに絶滅したと考えられる種。 野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	過去に愛知県に生息したことが確認されており、愛知県において少なくとも野生ですでに絶滅したと考えられる種(飼育・栽培下では存続している種を含む)。 【確実な情報があるもの】 1 今回の調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認された。 【情報量が少ないもの】 2 過去15年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。		-	
絶滅危惧類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種。 【確実な情報があるもの】 1 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 2 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 3 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 5 それほど遠くない過去(10年～15年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧 A類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	表3の評価 点の合計 が16以上
		次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。	絶滅危惧 B類 (EN)	A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	表3の評価 点の合計 が14～15
絶滅危惧類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。			表3の評価 点の合計 が12～13
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する種。 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 1 個体数が減少している。 2 生息条件が悪化している。 3 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 4 交雑可能な別種が侵入している。			表3の評価 点の合計 が11
国リスト	環境省レッドデータブックおよびレッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。				表3の評価 点の合計 が10以下

注:「レッドデータブックあいち - 植物編 - 2001」における評価区分の「リスト外」について、本リストでは「国リスト」とした。

別紙2 愛知県版レッドリスト(動物編)の評価区分基準

区分及び基本概念		定性的要件		
絶滅 Extinct (EX) ・ 野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。 野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	過去に愛知県に生息したことが確認されており、愛知県において少なくとも野生ですでに絶滅したと考えられる種(飼育・栽培下では存続している種を含む)。 【確実な情報があるもの】 1 今回の調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認された。 【情報量が少ないもの】 2 過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。		
絶滅危惧類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種。 【確実な情報があるもの】 1 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 2 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 3 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 5 それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧 A類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
			絶滅危惧 B類 (EN)	A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。		
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する種。 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 1 個体数が減少している。 2 生息条件が悪化している。 3 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 4 交雑可能な別種が侵入している。		
情報不足 Data Deficient (DD)	評価するだけの情報が不足している種。	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性(具体的には、次のいずれかの要素)を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種。あるいは確認例が極めて少なく、希少であるか否かも不明な種。 1 どの生息地においても生息密度が低く希少である。 2 生息地が極限されている。 3 生物地理上、孤立した分布特性を有する(分布域がごく限られた固有種等)。 4 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。		
地域個体群 Threatened Local Population (LP)	その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。			